

共通事項 新旧対照表

7月	8月
7 予定価格、最低制限価格、調査基準価格及び総合評価に関する審査結果の公表について (1) 建設工事（総合評価落札方式を除く。）の予定価格は、参加資格通知日と同日に公表するとともに、<u>入札参加者（不認定となった者を除く。）には認定の通知と併せて通知する。</u>また、契約規則第20条第1項に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）及び契約規則第19条の2に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、落札決定後に公表する。 (2) 総合評価落札方式による工事等の予定価格、最低制限価格、調査基準価格、入札金額及び評価値は、落札決定後に公表する。<u>このうち、総合評価落札方式（特別簡易型）における技術評価点及び評価値については、自己採点の内容に基づき算出したものを公表する。</u> (3) (1) 及び (2) に掲げる公表は、入札情報公開システムにおいて行う。 16 開札等 (1) ～ (3) (略) (4) 建設工事に係る低入調査に関する調査資料の提出 ア 建設工事における低入調査対象者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日、<u>年末年始の休日及び令和8年8月12日から同月14日までの期間を除く。</u>）の午後5時までに、工事担当課に工事低入要領に規定する調査資料を提出すること。 イ・ウ (略) (5)・(6) (略) 18 入札参加資格の事後審査 (1) ～ (2) (略) (3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日、<u>年末年始の休日及び令和8年8月12日から同月14日までの期間を除く。</u>）の午後5時までに次のアからコまでの事後審査書類を原則、電子調達システムにより提出すること。 ア～コ (略) (4) ～ (9) (略) 23 契約保証に関する事項 落札者は、本市との契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。 なお、保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額等は、契約金額の10分の1以上（建設工事にあつて、低入札価格調査対象者を落札者とした場合においては、10分の3以上）とする。 (1) 契約保証金の納付（現金<u>又は銀行保証の小切手</u>に限る。） (2) ～ (5) (略)	7 予定価格、最低制限価格、調査基準価格及び総合評価に関する審査結果の公表について (1) 建設工事（総合評価落札方式を除く。）の予定価格は、参加資格通知日と同日に公表する。また、契約規則第20条第1項に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）及び契約規則第19条の2に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、落札決定後に公表する。 (2) 総合評価落札方式による工事等の予定価格、最低制限価格、調査基準価格、入札金額及び評価値（<u>特別簡易型の場合は自己採点に基づき算出した評価値</u>）は、落札決定後に公表する。 (3) (1) 及び (2) に掲げる公表は、入札情報公開システムにおいて行う。 16 開札等 (1) ～ (3) (略) (4) 建設工事に係る低入調査に関する調査資料の提出 ア 建設工事における低入調査対象者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日<u>及び</u>年末年始の休日を除く。）の午後5時までに、工事担当課に工事低入要領に規定する調査資料を提出すること。 イ・ウ (略) (5)・(6) (略) 18 入札参加資格の事後審査 (1) ～ (2) (略) (3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日<u>及び</u>年末年始の休日を除く。）の午後5時までに次のアからコまでの事後審査書類を原則、電子調達システムにより提出すること。 ア～コ (略) (4) ～ (9) (略) 23 契約保証に関する事項 落札者は、本市との契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。 なお、保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額等は、契約金額の10分の1以上（建設工事にあつて、低入札価格調査対象者を落札者とした場合においては、10分の3以上）とする。 (1) 契約保証金の納付（現金に限る。） (2) ～ (5) (略)